

## 法令上の医療機関が行うべき義務

- 医師が感染症の患者等を診断した場合における都道府県知事への届出
- 特定生物由来製品の製造承認取得者等からの要請に基づき病院等の管理者が行う当該製品を使用する患者への記録の提供
- 医師、薬剤師等の医薬関係者による医薬品製造業者等が行う医薬品等の適正使用のために必要な情報収集への協力
- 医師、薬剤師等の医薬関係者が行う厚生労働大臣への医薬品の副作用・感染症報告
- 医師等による特定医療用具の製造承認取得者への当該医療用具利用者に係る情報の提供
- 自ら治験を行う者が行う厚生労働大臣への治験対象薬物の副作用・感染症報告
- 医師が麻薬中毒者と診断した場合における都道府県知事の届出
- 保険医療機関及び保険薬局が療養の給付等に関して費用を請求しようとする場合における審査支払機関への診療報酬請求書・明細書等の提出等
- 家庭事情等のための退院が困難であると認められる場合等患者が一定の要件に該当する場合における保険医療機関による健康保険組合等への通知
- 診療した患者の疾患等に関して他の医療機関から保険医に照会があった場合における対応
- 患者から訪問看護指示書の交付を求められた場合における、当該患者の選定する訪問看護ステーションへの交付及び訪問看護ステーション等からの相談に応じた指導等
- 患者が不正行為により療養の給付を受けた場合等における、保険薬局が行う健康保険組合等への通知
- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所等への通告
- 要保護児童を発見した者による児童相談所等への通告

## 法令上の医療機関等が任意に行う事項

- 配偶者からの暴力により負傷又は疾病した者を発見した者による配偶者暴力相談支援センター又は警察への通報

## 行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的な義務である事項

- 医療監視員、薬事監視員、都道府県職員等による立入検査への対応
- 厚生労働大臣、都道府県知事等が行う報告命令等への対応
- 指定医療機関の管理者からの情報提供要求への対応
- 保護観察所の長からの協力要請への対応
- 政府が実施する指定統計調査の申告
- 社会保険診療報酬支払基金の審査委員会が行う報告徴収への対応
- モニター、監査担当者及び治験審査委員会等が行う医療記録の閲覧への協力